

## 第4回智頭町議会定例会会議録

平成25年12月19日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 議案第87号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第 4. 議案第88号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5. 議案第89号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第90号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第91号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第92号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 9. 議案第93号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10. 議案第94号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第11. 議案第95号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 第12. 議案第96号 智頭町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第13. 議案第97号 智頭町税条例の一部改正について
- 第14. 議案第98号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第15. 議案第99号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第100号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第17. 議案第101号 字の区域の変更について
- 第18. 議案第102号 字の区域の変更について
- 第19. 陳情について
- 第20. 発議第 8号 原子炉の再稼働に反対し、原子炉に頼らないエネルギー

政策への転換を求める意見書の提出について

第 2 1. 発議第 9 号 平成 2 6 年度事業方針に係る政策提言について

第 2 2. 輝く町づくり調査特別委員会の調査結果について

第 2 3. 閉会中の継続調査の申し出について

第 2 4. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 議案第 8 7 号 平成 2 5 年度智頭町一般会計補正予算 (第 6 号)

第 4. 議案第 8 8 号 平成 2 5 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

第 5. 議案第 8 9 号 平成 2 5 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

第 6. 議案第 9 0 号 平成 2 5 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

第 7. 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第  
3 号)

第 8. 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)

第 9. 議案第 9 3 号 平成 2 5 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

第 1 0. 議案第 9 4 号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

第 1 1. 議案第 9 5 号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

第 1 2. 議案第 9 6 号 智頭町子ども・子育て会議条例の制定について

第 1 3. 議案第 9 7 号 智頭町税条例の一部改正について

第 1 4. 議案第 9 8 号 智頭町介護保険条例の一部改正について

第 1 5. 議案第 9 9 号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第 1 6. 議案第 1 0 0 号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の  
変更について

第 1 7. 議案第 1 0 1 号 字の区域の変更について

第18. 議案第102号 字の区域の変更について

第19. 陳情について

第20. 発議第 8号 原子炉の再稼働に反対し、原子炉に頼らないエネルギー  
政策への転換を求める意見書の提出について

第21. 発議第 9号 平成26年度事業方針に係る政策提言について

第22. 輝く町づくり調査特別委員会の調査結果について

第23. 閉会中の継続調査の申し出について

第24. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 大河原 昭 洋	2番 高 橋 達 也
3番 大 藤 克 紀	4番 岩 本 富美男
5番 中 野 ゆかり	6番 平 尾 節 世
7番 岸 本 眞一郎	8番 徳 永 英太郎
9番 石 谷 政 輝	10番 酒 本 敏 興
11番 南 肇	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	藤 原 孝
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 美
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	西 沖 和 己
教 育 課 長	長 石 彰 祐
地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課 長	草 刈 英 人

福 祉 課 長	岸 本 光 義
総 務 課 参 事	矢 部 整
税務住民課参事兼水道課長	萩 原 学
福 祉 課 参 事	國 政 昭 子
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	塚 越 奈 緒 子

開 会 午 後 2 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、大藤克紀議員、4番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2. 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、委員会派遣についての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

### 日程第3．議案第87号

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第87号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決をします。

これから、議案第87号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第4．議案第88号

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第88号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決をします。

これから、議案第88号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5．議案第89号

○議長（谷口雅人） 日程第5、議案第89号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

これから、議案第89号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6．議案第90号

○議長（谷口雅人） 日程第6、議案第90号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第90号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7. 議案第91号

○議長(谷口雅人) 日程第7、議案第91号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第91号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8. 議案第92号

○議長(谷口雅人) 日程第8、議案第92号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決をします。

これから、議案第92号 平成25年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9．議案第93号

○議長（谷口雅人） 日程第9、議案第93号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第93号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10．議案第94号

○議長（谷口雅人） 日程第10、議案第94号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第94号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11. 議案第95号

○議長(谷口雅人) 日程第11、議案第95号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第95号 智頭町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12. 議案第96号

○議長(谷口雅人) 日程第12、議案第96号 智頭町子ども・子育て会議条

例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第96号 智頭町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第13. 議案第97号

○議長(谷口雅人) 日程第13、議案第97号 智頭町税条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第97号 智頭町税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14. 議案第98号

○議長（谷口雅人） 日程第14、議案第98号 智頭町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第98号 智頭町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15．議案第99号

○議長（谷口雅人） 日程第15、議案第99号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決をします。

これから、議案第99号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第16．議案第100号

○議長（谷口雅人） 日程第16、議案第100号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決をします。

これから、議案第100号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17．議案第101号

○議長（谷口雅人） 日程第17、議案第101号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決をします。

これから、議案第101号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18. 議案第102号

○議長(谷口雅人) 日程第18、議案第102号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第102号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第19、陳情についてを議題とします。

12月11日の議会において各常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番(石谷政輝) 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月11日に本会議において付託を受けた陳情について、12月16日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第22号 原子炉の再稼働に反対し、原

子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める陳情書は採択、陳情第26号 平成26年度智頭町商工会育成補助金の要望については採択、陳情第28号 陳情書は採択すべきものと決定いたしました。

なお、陳情第20号 消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する陳情書については、要旨について調査検討が必要なため、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第22号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める陳情書は採択、陳情第26号 平成26年度智頭町商工会育成補助金の要望については採択、陳情第28号 陳情書は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月11日に本会議において付託を受けた陳情について、12月13日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第16号 坂原地内原の谷川及び小鳥見

谷川（通称古川）の堆積土石の撤去については採択、陳情第17号 要望書については採択、陳情第18号 半田川砂防堰堤土砂撤去の要望書については採択、陳情第19号 要望書（白坪川護岸の補強工事及び点検の実施について）は採択、陳情第21号 平成26年度森林・林業予算に関する要望書については採択、陳情第23号 浅見谷川護岸に関する陳情は採択、陳情第24号 森林セラピー事業の推進にかかわるセラピーロード等の整備についての要望は採択、陳情第25号 平成26年度智頭町予算に関する陳情は採択、陳情第27号 陳情書（旧富沢小学校校庭内用水路全面改修）については採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第16号 坂原地内原の谷川及び小鳥見谷川（通称古川）の堆積土石の撤去については採択、陳情第17号 要望書は採択、陳情第18号 半田川砂防堰堤土砂撤去の要望書は採択、陳情第19号 要望書（白坪川護岸の補強工事及び点検の実施について）は採択、陳情第21号 平成26年度森林・林業予算に関する要望書は採択、陳情第23号 浅見谷川護岸に関する陳情は採択、陳情第24号 森林セラピー事業の推進にかかわるセラピーロード等の整備については採択、陳情第25号 平成26年度智頭町予算に関する陳情は採択、陳情第27号 陳情書（旧富沢小学校校庭内用水路全面改修）は採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

#### 日程第20．発議第8号

○議長（谷口雅人） 日程第20、発議第8号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 発議8号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。提出者、智頭町議会、総務常任委員長、石谷政輝。

意見書を朗読し説明とさせていただきます。

原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書。

2011年3月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせると1万8,000人を超える未曾有の大災害となった。この震災の中で、東京電力福島第一原発の事故が発生した。この事故の影響により、福島県では、事故発生から2年以上を経てなお、15万人に及ぶ人々が先の見えない避難生活を余儀なくされている状況である。

思い起こせば、新潟県を中心に中越沖地震が起きたのが、わずか6年前の2007年7月のことであった。東京電力柏崎刈羽原発の火災により黒煙を上げる悪夢のような映像が中継され、日本に住む私たちに震え上がらせた。柏崎刈羽原発の事故により、活断層地震の過小評価、耐震基準の甘さが露呈され、地震大国である日本における原発建設そのものに問題があることは明らかとなった。また、この直後に東京電力に対し、巨大津波による冷却機器系喪失の危険性についても申し入れが行われている。しかし、後から考えれば、強烈な警告とも思えるこの事故からほんの3年半の間に、多くの国民意識からは地震と原発の脅威はほとんど忘れ去られたように思える。そして、悪夢は余りにもひどい現実となって我々



の前にあらわれたのであった。

日本に原発をつくることが無謀なことであることは、地球規模でのプレート構成を見れば一目瞭然である。日本はプレートの沈み込む境界に沿って地震と火山により成長してできた島である。さらに、地球上で唯一、3つのプレート境界が陸上にあらわれる地震の巣であり、把握されている活断層分布だけから、発生し得る地震の規模を想定すること自体に無理がある。

実際に、かねてから指摘のあった島根原発直下に存在する宍道断層に関しては、中国電力は1981年には存在しないとしていた活断層について広島工業大学の研究チームなどの指摘を受け、3度の修正を行い、22キロメートルの活断層の存在を認めている。もはや活断層が正確に何キロメートル存在するのかは大きな問題ではない。そこに見えるのは活断層の正確な把握が困難であるという事実だけである。想定を超える地震により原発を支えている岩盤そのものが崩壊するような事態に対しては、自動停止装置などの耐震装置は無力であり、建造物の耐震基準など全く意味を持たない。実際に、他国の原発立地が日本のようなプレート境界を遠く避けていることから明らかである。

加えて、決定的な問題は高レベル放射性廃棄物に分類される使用済み核燃料である。このたび、福島第一原発4号機の原子炉脇のプールから大量の使用済み核燃料を運び出す作業が始まったが、これらの核燃料は原発事故以来、原子炉そのもの以上の脅威となっており、取り出し作業においても周辺を高レベル放射能汚染にさらす危険性をはらんでいる。また、一旦は安全な場所へ運び出せたとしても、最終的な処分方法や処分地は宙に浮いたままである。

現在考えられている高レベル放射性廃棄物の処理の具体的な方策は地層処分となっている。フィンランドでは莫大な資金を投資し、地下400メートルのオンカロ（洞窟）に放射性廃棄物を閉じ込める計画が存在する。50年間の冷却期間の後、厳重に封印した廃棄物をその危険性がなくなる100万年閉じ込める。文明を持ってから数千年の人類が100万年間の管理の責任を負えるだろうか。そもそも地下670キロメートルまで震源が分布する日本では400メートルほどの深さに埋めてふたをしようというこの処理方法は全く通用しない。このように、多くの問題が指摘される原子力発電であるが、廃棄物の処理だけを見ても、全く解決策が見えない。

柏崎刈羽原発の事故の記憶を驚くほどの速さで風化させた後に起きた福島第一

原発の事故だが、この3度目の被曝体験も我々は過去のものとしようとしているのではないだろうか。

昨夏の大飯原発再稼働は、多くの国民の反対意見を無視して強行されたものであった。現在、点検のために国内の原子炉は再び全機が停止した状態になっている。福島第一原発事故の処理もできていないまま、安全性の保障ができない原発を動かすことには大きな問題がある。我々の住む山陰にも先述したように島根原発の脅威があり、福島の悲劇は決して遠い場所の出来事ではない。4度目の過ちを犯さないためには日本が世界一の地震国であるという避けがたい事実を十分に踏まえて、原子力発電を基幹とする国のエネルギー政策そのものの転換が必要であると考える。

よって本議会は、政府に対し、下記の事項について要望する。

記。現在停止している国内全ての原子炉を再稼働させず、原子力発電を基幹電源とするエネルギー基本計画を見直し、原子力から再生可能な自然エネルギーへとエネルギー源を転換していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年12月19日。鳥取県智頭町議会。衆議院議長、伊吹文明様。参議院議長、山崎正昭様。以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第8号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 21. 発議第 9 号

○議長（谷口雅人） 日程第 21、発議第 9 号 平成 26 年度事業方針に係る政策提言についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番、石谷政輝議員。

○9 番（石谷政輝） 平成 26 年度事業方針に係る政策提言。

平成 26 年度の予算編成に向けて、下記の事業・施策のさらなる充実、強化を図られるよう提言します。

記。1、定住促進について。若者定住対策として、長期プランに具体的な目標を設定し、これを推進すること。

2、商工労働対策について。イ) 光ケーブルを活用した企業誘致などを積極的に推進すること。ロ) 地元企業や商店の育成支援を推進すること。ハ) テクノパークを初めとした町有資産を早急に活用すること。

3、観光振興を推進すること。

4、本町の特色を生かした教育の推進。

5、医療、福祉、介護の三位一体における智頭病院の先導的役割の実施。イ) 検診率の向上と介護予防事業の充実。ロ) 高齢者の安否確認及び生活支援システムの研究促進。ハ) 智頭病院改革プランの着実な実施。

6、農業分野での所得安定化対策。イ) 生産グループの育成支援と集落営農促進。ロ) 農産物、特産物の開発と販売システム構築。ハ) 有害鳥獣対策の強化と肉資源の活用。

7、智頭林業の再生。イ) 低コスト林業実現のための団地化促進と路線整備の拡充。ロ) 自伐林家を含めた林業後継者育成支援。ハ) 林産材の開発と販売強化。

8、道路、橋梁、砂防、護岸等の地域整備事業の充実。

9、地籍調査事業の強化。

以上、智頭町長に政策提言をいたします。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第9号 平成26年度事業方針に係る政策提言についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第22. 輝く町づくり調査特別委員会の調査結果について

○議長(谷口雅人) 日程第22、輝く町づくり調査特別委員会の調査結果についてを議題とします。

特別委員長より調査報告書が提出されています。輝く町づくり調査特別委員長の報告を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番(岸本眞一郎) 9月定例会で発議、設置された輝く町づくり調査特別委員会の調査が終了したので報告をします。

輝く町づくり調査特別委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の報告を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、調査年月日、平成25年11月6日から8日まで。

2、調査地、1) 山口県長門市東深川、長門市役所。2) 島根県鹿足郡津和野町、津和野町役場。3) 広島県山県郡安芸太田町、安芸太田病院。

3、調査の目的。少子高齢化が加速している智頭町の活力を維持していくため、子育て支援・移住定住対策・医療介護の3点において先進地で調査を行い、具体的な方策を議会として探るため。

4、調査の内容。1) 子育て支援の取り組みについて。2) 移住定住対策の取り組みについて。3) 自治体病院から見る医療・介護・福祉の連携について。

5、参加者。議員12名、事務局職員1名。

6、調査の概要。1) 山口県長門市。長門市は平成17年3月、1市3町が合併して大きな市となったが、人口の推移を見るとこの8年で約5,000人減少して現在は約3万7,800人になっている。

理由の一つとして、南に隣接する下関に職を求めて流れる人もいるとのこと。

全国的な少子高齢化社会の波もあり、就学前の子ども人口も減少傾向にあり、16園あった保育園が今は半分の8園となり、私立の保育園・幼稚園は合わせて3園ある。市の取り組みとしては保護者の望む声を聞きながら、さまざまな子育て支援を行っている。

子育て支援センターでは4地区から3人ずつ役員を出し、計12名で子ども・子育て会議を立ち上げ、年5回の会議を開催している。これには「認定こども園」を早く設置していくという目的があり、さらなる子育て環境の充実に向けた話し合いが行われている。

幼稚園・児童館は3カ所あったが現在は1カ所となり、約60名の子どもたちが利用しており、その運営は社会福祉協議会が行っている。また、日中家に保護者がいない家庭も多いため、児童クラブを5カ所設けており、利用者も定員を上回っている。

2) 島根県津和野町。津和野町では、今後の町づくりを担う新たな組織として未来づくり協同会議があり、その傘下に12地区のまちづくり委員会・各種団体・郵便局・商工会・農協を巻き込み、運営が行われている。また、まちづくり委員会への財政支援として、地域提案型助成事業として町は3,000万円の予算をつけている。

定住化対策としては、つわの暮らし推進住宅整備事業として、まちづくり委員会との連携による「つわの暮らし推進住宅」を整備することにより、若者の人口増加及び定住化、地域の活性化を図っている。その特徴は、①まちづくり委員会との連携。転入者等の受け入れなど地域連携が十分図れるよう、住宅の建設用地

については、まちづくり委員会の地域要望に基づき、建設候補地の選定を行う。

②入居資格。同居親族に小学生以下の子どもがいる、原則40歳未満の夫婦。③無償譲渡。居住して25年が経過した世帯には、土地と建物を無償譲渡する。④間取り。複数のパターンから入居者が選定し建設する。これらの条件のもと、今後5団地25戸の平家住宅を建て、家賃は原則3万円（ただし子どもの人数により変動）とし、さらに「つわの暮らしの相談員」を設置して、入居者募集から決定までの手続や地域のコミュニケーション等生活面でのサポートを行おうとしている。

3) 広島県安芸太田病院。安芸太田町にある太田病院は老朽化が進み、今後のまちの社会福祉づくりに向けて新たな病院の新築が進んでいるところである。

取り組みとしては、今後の病院整備充実と、地元出身看護師確保のため、看護学校就学者に月5万円の助成金を設け（智頭町と同じ）、正看護師になった場合は10万円の支度金が払われる。（利用者はこの4年間で4人、本町は3年間で1人）。

また、医師や関係者みずからが町のイベントに参加したり、地域に出かけて病院の大切さや健康について住民の方々に伝えたり触れ合う取り組みをすることで、病院が地域になくてはならないものであるとの意識を盛り上げ、病院の応援団としての民間組織「安芸太田の医療を守る会」が設立されている。その成果の一つが、外来患者数の減少がほとんどないことにあらわれている。

7、まとめ。今回の調査は、子育て支援・移住・定住・医療・介護と、人の一生にかかわる内容だった。全体的な共通点として、どの地域でも大きな少子高齢化の波には歯どめはかけづらい現状がある。

長門市においては市外の通勤も多い中、市民のニーズに合わせた子ども・子育て会議など、きめ細やかな子育て支援施策がなされている。

津和野町は全国に名の知られた年間100万人もの人が訪れる観光地だが、受け入れる町民の雇用状況は大半が非正規雇用となっている。地域の活力を維持するためにまちづくり委員会を地区ごとにつくり、移住定住者用団地の用地確保はまちづくり委員会が行うなど、行政・住民が一体となっている。

安芸太田町も、隣接する広島市に流出する若者が多く、高齢化率が45.3%と極めて高い。高齢者にとっては病院はなくてはならない存在だけに、これを守り応援している。町は、住民の期待に応えるべく病棟の改築や、地域に出かけ

での医療の安心・信頼を築いている。

調査した3市町とも地元のを生かしながら、試行錯誤の中でこれからの町づくりに向け、待ったなしの取り組みが行われている。政策面では本町が先行している部分もかなりあることに改めて気づいたが、成果の部分ではまだ十分とは言えない。そうした中、若者や子育て世代が自然の中に暮らしを求めたIターン・Uターンも少しずつではあるがふえている。

先進地の事例を参考にしたり、高齢者はもとより若者や子育て世代の意見やアイデアを聞いたり、子どもたちにも早くから目的意識を持たすなど、これからの町づくりに活かしていくことで町長が提唱している提案型行政にさらなる磨きをかけることは、活力ある町づくり、協働の町づくりにつながると信ずるものである。以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、輝く町づくり調査特別委員会の調査結果の報告を終わります。

### 日程第23．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口雅人） 日程第23、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## 日程第 2 4 . 議員派遣の件について

○議長（谷口雅人） 日程第 2 4、議員派遣の件についてを議題とします。  
議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定  
しました。

以上で本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 5 年第 4 回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3 時 1 9 分



地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成25年12月19日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男